

理由

一六

港灣労働者が吾國産業上に負はされたる役割は貿易並出入旅客の仲繼的運送であつて一日もその停止を許されない。吾國の地域的乃至經濟的關係に於いて彼等が如何に重大なる貢獻をなすかあるかは此處に贅言を要せざる處である。

然るに彼等とその労働内容の近似せる船員に對しては船員法、海商法、其他の保護法規あり。更に陸上労働者に對しては夫々工場法、鑛業法、労働者災害扶助法等々の保護法あるにも拘らず、港灣労働者はその中間に放置せられて顧みられず、今日尙一片の保護法すら制定せられざること重大なる時代錯誤と言ふべきである。

此見地より本大會は彼等の労働生活を保護するため港灣労働者保護法の制定を要望するものである。

暴壓諸法令改廢の要求 (創立大會決定)

主文

現今の如き反動傾向の強き時期に於ては普通一般法令の適用に對しても其の多く暴壓的行為に陥る事は幾多の事實に於て見る事が出来る。此の事實に對して吾々は周到なる注意を傾けなければならぬが、更に憲法上保證されつゝある言論、集會、結社、出版の自由の侵害される事の大なるに對して先づ、新聞紙法、出版法、治安警察法、行政執行法等の徹底的改正、違警罪即決令、暴力行為取締法、治安維持法の改廢運動を捲き起さなくてはならない。

理由

吾等は憲法に於て保證されたる言論、集會、結社、出版の自由を確保し、吾國労働組合運動の健全なる發達のため努力せん

とするものにして、茲に吾等は本結成大會の名に於て出版法、新聞紙法、治安警察法、行政執行法等の徹底的改正、違警罪即決令、暴力行為取締法、治安維持法の改廢を要求す。

失業問題對策に關する決議 (創立大會決定)

主文

本會議は労働階級の失業防止並に救済のために當面緊急の對策として、左記の要求を掲げこれが即時實行を期す。

- 一、失業手當の國家支給。
- 一、強制失業保險の國營。
- 一、七時間労働制の確立。
- 一、職業紹介機關の擴充並びに労働組合管理。
- 一、大規模失業救済事業の興起。
- 一、消費組合、労働組合への政府米大量拂下げ。
- 一、失業者に對する租税、家賃、電燈及瓦斯料金の免除。
- 一、失業者に對する無料宿泊所、無料食堂の新設及増設。
- 一、資本家的産業合理化反對

理由

一七